

第5期横浜市子ども・子育て会議 第11回保育・教育部会

第33期横浜市児童福祉審議会 第12回保育部会 合同部会

日時：令和4年9月8日（木）18:00～

場所：市役所 18階 みなと6・7会議室

議事次第

1 開会

2 議事

議事＜公開案件＞

【子ども・子育て会議】

- (1) 横浜市子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」及び「確保方策」の中間見直しについて

報告＜公開案件＞

【子ども・子育て会議】

- (2) 「保育所等における医療的ケア児受入れ推進ガイドライン」について

議事＜非公開案件＞

【子ども・子育て会議】

- (3) 保育所からの移行に伴う幼保連携型認定こども園の認可について

【児童福祉審議会】

- (4) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について

3 その他

4 閉会

〔配付資料〕

資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿

資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 事務局名簿

資料3 横浜市子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」及び「確保方策」等の中間見直しについて

資料4 保育所等における医療的ケア児受入れ推進ガイドラインの策定について

第 5 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
第 33 期横浜市児童福祉審議会 保育部会
委員名簿

【敬称略 50音順】

＜第 5 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会＞

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備考
1	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	◎石井 章仁	
2	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜相談センター長	石山 亜紀子	臨時委員
3	東京成徳短期大学 幼児教育科 教授	大澤 洋美	臨時委員
4	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長	大庭 良治	
5	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
6	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	倉根 美帆	臨時委員
7	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	清水 純也	
8	一般社団法人ラシク 0 4 5	天明 美穂	臨時委員
9	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	臨時委員
10	國學院大學 人間開発学部 子ども支援学科 准教授	○山瀬 範子	臨時委員

＜第 33 期横浜市児童福祉審議会 保育部会＞

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備考
1	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	◎石井 章仁	
2	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜相談センター長	石山 亜紀子	
3	東京成徳短期大学 幼児教育科 教授	大澤 洋美	臨時委員
4	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長	大庭 良治	
5	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
6	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	倉根 美帆	臨時委員
7	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	清水 純也	臨時委員
8	一般社団法人ラシク 0 4 5	天明 美穂	
9	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	
10	國學院大學 人間開発学部 子ども支援学科 准教授	○山瀬 範子	

◎：部会長 ○：職務代理者

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
 児童福祉審議会 保育部会事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
部長	保育・教育部長	齋藤 真美奈
	保育対策等担当部長	本城 泰之
課長	企画調整課長	田口 香苗
	保育・教育支援課長	小田 繁治
	保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長	野澤 裕美
	保育・教育支援課幼保小連携担当課長	田村 憲一
	保育・教育運営課長	古石 正史
	保育・教育運営課担当課長	真舘 裕子
	保育・教育給付課長	石田 登
	保育・教育認定課長	大槻 彰良
	保育対策課長	渡辺 将
	保育対策課担当課長	岡崎 有希
	こども施設整備課長	安達 友彦
係長	企画調整課担当係長	生野 元康
	保育・教育支援課 事業調整係長	佐藤 真知
	保育・教育支援課担当係長	古林 直樹
	保育・教育運営課担当係長	安田 翔
	保育・教育運営課 幼児教育係長	杉浦 さおり
	保育対策課 担当係長	槇村 瑞光
	保育対策課 担当係長	湯淺 真弥
	こども施設整備課 担当係長	佐藤 洋平
	こども施設整備課 整備等担当係長	古川 博一
	こども施設整備課 整備等担当係長	吉池 美奈
	こども施設整備課 整備等担当係長	後藤 崇

横浜市子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業に関する 「量の見込み」及び「確保方策」等の中間見直しについて

1 地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」及び「確保方策」の中間見直しについて

横浜市子ども・子育て支援事業計画（第2期計画期間：令和2～6年度、以下「事業計画」という。）では、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する整備量と実施時期）を定めており、計画期間の中間年を目安に見直すこととしています。

今年度は、事業計画の中間年に該当し、各年度の計画を年度末（3月31日）で設定している地域子ども・子育て支援事業について、令和5年度・6年度の2年分の「量の見込み」及び「確保方策」の見直しを行います

なお、保育・教育については、計画値を年度当初（4月1日）に設定しているため、昨年度に見直しを行いました。

2 中間見直しの流れ

令和4年9月～10月	部会において「量の見込み」及び「確保方策」等の審議
11月	総会において「量の見込み」及び「確保方策」等の審議
令和5年3月	「量の見込み・確保方策」（神奈川県との協議を経て）最終確定

3 地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」の中間見直しについて

(1) 中間見直しの考え方

見直しにあたって、国から「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方」が示されており、地域子ども・子育て支援事業は必要に応じて見直すこととなっています。

そのため、本市では、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算定式のうち、推計児童数、及びその他の数値について、各事業の状況に応じた見直しを行います。

【参考】当初計画における「量の見込み」の算出方法

事業計画では、国から示されている全国一律の参酌基準に基づき、「量の見込み」を算出しています。基本的な算出方法は、以下のとおりです。※各事業により算出方法は異なる

- 対象となる推計児童数に、計画策定時の市民ニーズ調査により求めた各事業のニーズ割合を乗じた値を計画の最終年度（令和6年度）の「量の見込み」として設定
- 各年度の「量の見込み」については、平成30年度の実績値を起点として、最終年度に向けて平均的に増加（または減少）するものとして設定

$$\text{量の見込み} = \text{推計児童数} \times \text{ニーズ割合}$$

(2) 見直し方法

見直しについては、次の2段階で行います。各事業の見直し内容については、「別紙1」のとおりです。

【ステップ1】推計児童数の更新

量の見込みの算定式における推計児童数の数値を、昨年度に保育・教育の中間見直しで補正した推計児童数に更新します。

【ステップ2】計画値と実績の乖離を踏まえた見直し

計画値と実績値に大きな乖離が生じている場合には、その要因等を分析したうえで、当該事業にかかるこれまでの点検・評価の結果等も十分に踏まえ、算定式に使用する数値の更新や算定式の自体の見直しを行います。

4 地域子ども・子育て支援事業に関する「確保方策」の中間見直しについて

(1) 基本的考え方

子育て家庭の子育てに対する不安感・負担感の軽減、児童虐待防止対策、学齢期の留守家庭児童への対応、保護者の就労や病気などによる保育ニーズへの対応等を推進するため、引き続き、全ての子ども・子育て家庭への支援を総合的に進める必要があります。

そのため、「量の見込み」の見直しに伴い、「確保方策」の見直しにあたっては、全ての事業において計画最終年度（令和6年度）の「量の見込み」に対応するよう設定します。

(2) 「確保方策」の中間見直し（案）

上記(1)に基づく、各事業の「確保方策」の中間見直しについては「別紙2」のとおりです。

5 地域子ども・子育て支援事業以外の中間見直しについて

事業計画は、本市の子ども・子育てに関する総合計画になりますので、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業以外にも、多くの子育て事業が位置付けられています。それら事業についても「指標」や「想定事業量」を設定していますので、今回の中間見直しに合わせて、以下のとおり見直しを行います。各事業の見直しについては、「別紙3」のとおりです。

(1) 実績値が6年度計画値を既に上回っている場合

実績値が令和6年度の計画値を上回っている要因等を分析したうえで、直近の実績や当該事業にかかるこれまでの点検・評価の結果等を十分に踏まえ、見直しを行います。

ただし、実績値が計画値を上回っていても、新型コロナウイルスの影響によることが明らかな場合（人数制限による回数増等）には、見直しは行いません。

(2) その他、個別事業に応じた見直し

想定事業量を「5か年の累計」で設定している事業については、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度、3年度の実績が大きく減少している場合、想定事業量を下方修正します。その他、制度改正等に対応するための見直しを行います。

【参考1】地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法上の事業区分	本市事業
1 妊婦に対して健康診査を実施する事業	○妊婦健康診査事業
2 乳児家庭全戸訪問事業	○こんにちは赤ちゃん訪問事業
3 子育て短期支援事業	○ショートステイ、トワイライトステイ ○母子生活支援施設緊急一時保護事業
4 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	○育児支援家庭訪問事業 ○養育支援家庭訪問事業 ○要保護児童対策地域協議会
5 病児保育事業	○病児保育事業
6 利用者支援に関する事業	○横浜子育てパートナー ○保育・教育コンシェルジュ ○母子保健コーディネーター
7 時間外保育事業	○延長保育事業(夕延長)
8 放課後児童健全育成事業	○放課後キッズクラブ(一部) ○放課後児童クラブ
9 地域子育て支援拠点事業	○地域子育て支援拠点 ○親と子のつどいの広場 ○保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場等
10 一時預かり事業 子育て援助活動支援事業	○幼稚園での預かり保育 ○保育所での一時保育 ○横浜保育室での一時保育 ○乳幼児一時預かり ○親と子のつどいの広場での一時預かり ○横浜子育てサポートシステム ○24時間型緊急一時保育 ○休日一時保育

【参考2】保育・教育に関する中間見直しで補正した推計児童数

(単位：人)

		当初計画			補正後			差		
		R4年度	R5年度	R6年度	R4年度	R5年度	R6年度	R4年度	R5年度	R6年度
0 ～ 5 歳	0歳	25,920	25,728	25,569	23,715	22,851	22,024	▲ 2,205	▲ 2,877	▲ 3,545
	1・2歳	54,093	53,479	53,037	53,034	52,417	51,969	▲ 1,059	▲ 1,062	▲ 1,068
	3～5歳	88,057	86,227	84,697	84,939	83,169	81,694	▲ 3,118	▲ 3,058	▲ 3,003
	小計	168,070	165,434	163,303	161,688	158,437	155,687	▲ 6,382	▲ 6,997	▲ 7,616
6～11歳		182,981	181,365	179,673	184,860	183,246	181,503	1,879	1,881	1,830
12～17歳		190,441	189,954	188,772	191,620	191,118	189,959	1,179	1,164	1,187
合計		541,492	536,753	531,748	538,168	532,801	527,149	▲ 3,324	▲ 3,952	▲ 4,599

■地域子ども・子育て支援事業にかかる「量の見込み」の中間見直し案

別紙 1

事業名	本市事業	単位	量の見込み			見直しの有無	算出式、見直し方法	「量の見込み」		
			R 3 年度					R 5 年度	R 6 年度	
			当初計画	実績	乖離					
利用者支援に関する事業	保育・教育コンシェルジュ	実施箇所数（か所）	18	18	0.00%	×	（実施箇所数で設定しているため見直さない）	当初計画	18	18
								見直し(案)	—	—
時間外保育事業	延長保育事業（夕延長）	利用者数（人／月）	7,190	3,792	-47.26%	○	【算出式】 家庭類型別児童数(※)×利用意向 ※推計児童数×潜在家庭類型の割合 【見直し方法】 ●家庭類型別児童数：昨年度補正した推計児童数に更新 ●利用意向：ニーズ調査に基づく利用意向を用いているため当初計画を据え置き	当初計画	7,937	8,310
								見直し(案)	7,603	7,922
一時預かり事業 子育て援助活動支援事業	幼稚園での預かり保育（1号）	延べ利用者数（人／年）	287,717	135,292	-52.98%	○	【算出式】 家庭類型別児童数(※)×利用意向 ※推計児童数×潜在家庭類型の割合 【見直し方法】 2号預かり利用者数に連動することから、次のとおり見直す。 幼稚園在園児数（保育・教育の量の見込みの見直しから推計）から幼稚園預かり保育（2号）の利用者数を差し引いて幼稚園預かり保育（1号）の利用者数を算出し、1人あたりの平均利用回数を乗じる。 ●「幼稚園預かり1号利用者数」＝「幼稚園在園児数」－「幼稚園預かり2号利用者数」 ●「量の見込み（人／年）」＝「幼稚園預かり1号利用者数」×「年間平均利用日数」	当初計画	288,057	288,227
								見直し(案)	214,146	201,624
	幼稚園での預かり保育（2号）	延べ利用者数（人／年）	1,333,674	1,562,340	17.15%	○	【算出式】 家庭類型別児童数(※)×利用意向 ※推計児童数×潜在家庭類型の割合 【見直し方法】 幼児教育・保育の無償化の対象事業となる等により利用率の伸びが見られたため、次のとおり見直す。 幼稚園在園児数（保育・教育の量の見込みの見直しから推計）に実績から推計した「利用率の見込み」を乗じて幼稚園預かり保育（2号）の利用者数を算出し、平均利用日数（12日）を乗じる。 ●「利用率」の実績＝「幼稚園預かり2号利用者数（月平均）」／「幼稚園在園児数」 ●「利用率の見込み」＝「前年度利用率」＋「過去5年間の（利用率－前年度利用率）の平均」 ●「幼稚園預かり2号利用者数」＝「幼稚園在園児数」×「利用率の見込み」 ●「量の見込み（人／年）」＝「幼稚園預かり2号利用者数」×12日（平均利用日数）×12ヶ月	当初計画	1,388,278	1,415,580
								見直し(案)	1,768,176	1,844,496
	保育所での一時保育、横浜保育室での一時保育、乳幼児一時預かり事業、親と子のつどいの広場での一時預かり、横浜子育てサポートシステム等	延べ利用者数（人／年）	348,006	209,349	-39.84%	○	【算出式】 家庭類型別児童数(※)×利用意向 ※推計児童数×潜在家庭類型の割合 【見直し方法】 ●家庭類型別児童数：昨年度補正した推計児童数に基づき更新 ●利用意向：ニーズ調査に基づく利用意向を用いているため当初計画を据え置き	当初計画	381,680	398,517
								見直し(案)	363,485	377,366

■地域子ども・子育て支援事業にかかる「確保方策」の中間見直し案

事業名	本市事業	単位	見直しの有無	確保方策					考え方		
				R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度			
利用者支援に関する事業	保育・教育コンサルジュ	実施箇所数（か所）	×	当初計画	18	18	18	18	18	—	
				見直し(案)	—	—	—	—	—		
時間外保育事業	延長保育事業（夕延長）	利用者数（人／月）	○	当初計画	6,816	7,190	7,563	7,937	8,310	当初計画どおり、新規整備施設・事業所については、原則として全て延長保育を実施することとし、既存の施設は、施設の状況に応じた対応により確保する。	
				見直し(案)	—	—	—	7,603	7,922		
一時預かり事業 子育て援助活動支援事業	幼稚園での預かり保育（1号）	延べ利用者数（人／年）	○	当初計画	287,548	287,717	287,887	288,057	288,227	・2号預かりの増加に連動して1号預かりの利用見込みは減少するが、希望する保護者が利用できる環境を確保できるよう、各年度の量の見込みに合わせた各園での受入を確保するため補助事業を継続する。	
				見直し(案)	—	—	—	214,146	201,624		
	幼稚園での預かり保育（2号）	延べ利用者数（人／年）	○	当初計画	1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580	・保育を必要とする要件に適合すれば利用できる環境を確保する趣旨から、各年度の量の見込みの増数分を上乗せした数値とする。 ・見込量の増への対応は、新たな施設整備を伴うものではなく、既実施園での受入数の増と未実施園での事業実施により対応するため、実施園に対する保育人材確保支援策を実施する。	
				見直し(案)	—	—	—	1,768,176	1,844,496		
	その他合計	延べ利用者数（人／年）	○	当初計画	331,169	348,006	364,843	381,680	398,517	—	
				見直し(案)	—	—	—	363,485	377,366		
	保育所での一時保育			○	当初計画	145,936	151,406	152,216	157,096	158,680	・推計児童数を更新したことにより、量の見込みは減少しているが、計画策定時と同様に、各事業それぞれの状況に応じ、施設数の増（新規実施）や既存施設での受入れ増により確保する。 ※横浜保育室（一時保育）については、既存の実施園の実績をベースに認可保育所への移行予定施設の利用見込数を減らす。
					見直し(案)	—	—	—	149,120	149,574	
	横浜保育室での一時保育			○	当初計画	2,970	1,942	1,916	526	526	
					見直し(案)	—	—	—	417	414	
	乳幼児一時預かり（※）			○	当初計画	106,335	115,851	129,029	139,445	151,721	
					見直し(案)	—	—	—	132,929	143,892	
	親と子のつどいの広場での一時預かり（※）			○	当初計画	7,688	7,916	8,144	8,372	8,600	
					見直し(案)	—	—	—	7,997	8,192	
横浜子育てサポートシステム（※）			○	当初計画	64,566	67,149	69,732	72,315	74,898		
				見直し(案)	—	—	—	69,216	71,341		
24時間型緊急一時保育			○	当初計画	1,305	1,331	1,356	1,433	1,558		
				見直し(案)	—	—	—	1,404	1,523		
休日一時保育			○	当初計画	2,369	2,411	2,450	2,493	2,534		
				見直し(案)	—	—	—	2,402	2,430		

(※) 子育て部会所掌

「指標」及び「主な事業・取組」の中間見直し（案）

1 実績値が6年度計画値を既に上回っている場合

<主な事業・取組>

施策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)		R3年度実績 (R4年3月末時点)	中間見直し後の 想定事業量 (R6年度)	中間見直しの考え方
				R6年度			
1	組織マネジメント等講習の実施	受講施設数	165施設/年	200施設/年	315施設/年	330施設/年	基礎編（150施設分）に加え、令和3年度からスキルアップ編2講座（180施設分）を実施することに伴い見直す。

2 その他、個別事業に応じた見直し

<主な事業・取組>

施策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)		R3年度実績 (R4年3月末時点)	中間見直し後の 想定事業量 (R6年度)	中間見直しの考え方
				R6年度			
1	園内研修・研究の推進	①施設長研修参加者数 ②サポーター派遣園数	①- ②210園（累計）	①240園（累計） ②642園（累計）	①60園（累計） ②372園（累計）	①200園（累計） ②507園（累計）	①新型コロナウイルスの影響により令和2年度は中止したことにより累計の目標値を見直す。 ②新規整備数が減ったことにより累計の目標値を見直す。
1	保育士宿舍借上支援事業	助成戸数	2,502戸/年	5,600戸/年	4,047戸/年	4,718戸/年	令和3年度に実施した保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」の中間見直しに伴う保育所等の整備量の変更やこれまでの助成戸数の実績等を踏まえ見直す。

量の見込み・確保方策算出シート

		第2期計画(R2~R6年度)		
地域子ども・子育て支援事業		「時間外保育事業」		
	本市事業	延長保育事業(夕延長)		
	事業内容	多様化する就業形態や女性のさらなる社会進出に対応するため、保育施設において延長保育を実施します。民間保育施設に対しては、延長保育実施のための必要経費を助成します。		
量の見込み算出の考え方	対象家庭類型	国「手引き」で対象とする潜在家庭類型(■A ■B ■C □C' □D ■E □E' □F)		
	対象年齢	0歳~5歳		
	算出根拠	方法	国「手引き」の一部をアレンジ	
		概要	<p>■国「手引き」における量の見込みの考え方 「量の見込み(人)」=「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向率」=二週調査により把握した時間外保育(18時30分以降)利用意向の割合</p> <p>■「手引き」アレンジの内容 ・計画最終年度(R6年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。 →国「手引き」によりR6年度の量の見込みを算出して、H30年度実績からR6年度にかけて平均的に量の見込みが増加するよう、R2~5年度の量の見込みを算定する。</p>	
	中間見直しの考え方	「潜在家庭類型別児童数(人)」を算出するのに使用した「推計児童数(人)」について、昨年度補正した推計児童数に更新して見直す。 なお、二週調査に基づく利用意向割合を用いている事業であるため、「利用意向率」は実績との乖離に基づく下方修正は行わない。		
指標(単位)	利用者数(人/月)			
確保方策の考え方	・地域のニーズや施設の状況に応じて、実施施設の数を増やしていくことが求められる。実施施設は、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業のいずれの施設でも柔軟に対応できるようにする。 ・今後新規に整備する施設・事業所については、原則として全て延長保育を実施することとし、既存の施設については、施設の状況に応じて対応する。(認可保育所 18時30分以降開所施設 H31.4時点 723施設中723施設)			
中間見直しの考え方	当初計画どおり、新規整備施設・事業所においては、原則として全て延長保育を実施することとし、既存の施設については、施設の状況に応じた対応により確保する。			

第2期計画		当初計画					実績		中間見直し(案)	
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R5年度	R6年度
全市	量の見込み	6,816	7,190	7,563	7,937	8,310	3,469	3,792	7,603	7,922
	確保方策	6,816	7,190	7,563	7,937	8,310	3,469	3,792	7,603	7,922
鶴見区	量の見込み	620	655	688	723	756	301	328	659	684
	確保方策	620	655	688	723	756	301	328	659	684
神奈川区	量の見込み	467	492	518	543	569	234	256	510	533
	確保方策	467	492	518	543	569	234	256	510	533
西区	量の見込み	203	214	225	236	247	103	113	226	236
	確保方策	203	214	225	236	247	103	113	226	236
中区	量の見込み	250	264	278	291	305	119	130	261	271
	確保方策	250	264	278	291	305	119	130	261	271
南区	量の見込み	308	325	342	359	376	150	164	327	342
	確保方策	308	325	342	359	376	150	164	327	342
港南区	量の見込み	319	337	354	372	389	175	191	382	400
	確保方策	319	337	354	372	389	175	191	382	400
保土ヶ谷区	量の見込み	368	388	409	429	449	184	201	404	420
	確保方策	368	388	409	429	449	184	201	404	420
旭区	量の見込み	388	409	430	452	473	202	221	442	461
	確保方策	388	409	430	452	473	202	221	442	461

磯子区	量の見込み	297	313	329	346	362	149	163	328	341
	確保方策	297	313	329	346	362	149	163	328	341
金沢区	量の見込み	294	310	326	342	358	149	163	328	342
	確保方策	294	310	326	342	358	149	163	328	342
港北区	量の見込み	764	806	848	890	932	390	426	854	890
	確保方策	764	806	848	890	932	390	426	854	890
緑区	量の見込み	347	366	385	404	423	182	199	399	416
	確保方策	347	366	385	404	423	182	199	399	416
青葉区	量の見込み	577	609	641	672	704	294	321	645	671
	確保方策	577	609	641	672	704	294	321	645	671
都筑区	量の見込み	434	458	481	505	529	225	246	495	515
	確保方策	434	458	481	505	529	225	246	495	515
戸塚区	量の見込み	554	585	615	646	676	287	314	629	656
	確保方策	554	585	615	646	676	287	314	629	656
栄区	量の見込み	175	184	194	203	213	93	102	204	213
	確保方策	175	184	194	203	213	93	102	204	213
泉区	量の見込み	248	261	275	288	302	131	143	287	299
	確保方策	248	261	275	288	302	131	143	287	299
瀬谷区	量の見込み	203	214	225	236	247	101	111	223	232
	確保方策	203	214	225	236	247	101	111	223	232

量の見込み・確保方策算出シート

		第2期計画(R2～R6年度)
地域子ども・子育て支援事業		「一時預かり事業、子育て援助活動支援事業」
本市事業		(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定) (イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定) <(ウ)～(ケ) その他> (ウ) 保育所(一時保育)、(エ) 横浜保育室(一時保育)、(オ) 乳幼児一時預かり事業、 (カ) 親と子のつどいの広場での一時預かり、(キ) 横浜子育てサポートシステム、 (ク) 24時間型緊急一時預かり、(ケ) 休日一時保育
事業内容		○幼稚園での一時預かり (私立幼稚園等における一時預かり(市・県)) 幼稚園・認定こども園(教育利用)の教育時間の前後などに保護者の希望に応じて在園児を預かります。保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的なニーズに対応します。 (横浜市私立幼稚園等預かり保育事業) 幼稚園・認定こども園(教育利用)の教育時間の前後や休業日に、保育を必要とする在園児を園で預かる事業です。教育時間を含めて7時30分から18時30分まで、夏休みなどの長期休業期間を含めて対応しています。 ○一時保育事業 認可保育所・公立保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業・横浜保育室において、パート勤務や病気、冠婚葬祭などにより一時的に家庭で保育できない場合や、保護者のリフレッシュなどのためにお子さんをお預かりします。 ○乳幼児一時預かり事業 認可外保育施設において、パート勤務や病気、冠婚葬祭などにより一時的に家庭で保育できない場合や、保護者のリフレッシュなどのためにお子さんをお預かりします。生後57日から小学校入学前までのお子さんを対象としています。 ○親と子のつどいの広場での一時預かり 子育て中の親子同士が気軽につどい、交流する親と子のつどいの広場の一部では、短時間の一時預かりを実施しています。広場を利用したことのある生後6か月以上3歳以下の市内に居住するお子さんが対象です。 ○横浜子育てサポートシステム事業 「子どもを預かってほしい人」が利用会員として、「子どもを預かる人」が提供会員として登録して、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け、預かりを行うシステムです。生後57日から小学校6年生までのお子さんを対象としています。 ○24時間型緊急一時保育 病気や仕事等で、急にお子さんを預けなければならなくなったとき、夜間・宿泊も含め、24時間365日対応する一時保育です。原則として、連続3日以内まで利用可能です。 ○休日の一時保育 休日に仕事や冠婚葬祭などの都合でお子さんを預けたい時に利用できます。 平日に認可保育所等を利用していないお子さん、または、平日に認可保育所等を利用しているお子さんで、緊急等やむを得ない事情により、平日に認可保育所等を利用しない日を設けずに休日の保育を利用する場合に対象となります。
	対象家庭類型	国「手引き」で対象とする潜在家庭類型(下記「概要」参照)
	対象年齢	(下記「概要」参照)
	方法	国「手引き」を一部アレンジ
算出根拠	概要	<p>■国「手引き」によるR6年度の量の見込み</p> <p>【ステップ1:幼稚園における在園児を対象とした一時預かりの量の見込み】 ①1号認定による利用 [対象潜在家庭類型]潜在タイプC'、D、E'、F [対象年齢]3歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向の平均日数(年間)</p> <p>②2号認定による利用 [対象潜在家庭類型]潜在タイプA、B、C、E [対象年齢]3歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した、2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの就労日数(年間)</p> <p>【ステップ2:その他の量の見込み】 [対象潜在家庭類型]全て [対象年齢]0歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 -【ステップ1】①における量の見込み(人/年) -ニーズ調査における不定期事業利用状況の回答で「ハビ-シッター」及び「その他」の利用日数の累計(人/年) ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向日数(年間)</p> <p>■「手引き」アレンジの内容 ア. 計画最終年度(R6年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。 →国「手引き」によりR6年度の量の見込みを算出して、H30年度実績からR6年度にかけて平均的に量が増加するよう、途中年度の量の見込みを算定する。 イ. 「その他」について、H30年度実績を集計値が大きく上回っており、事業別の利用意向のうち、保育所との併用が想定されない「保育所等での一時保育・一時預かり」において保育要件を満たす2号相当の家庭類型のニーズを除く補正を行った。 ウ. 「幼稚園1号」について、H30年度実績を集計値が大きく下回っており、市型預かり1号分を上乗せする補正を行った。 エ. 「幼稚園1号」「幼稚園2号」の区分間における整理を行った。 オ. 横浜子育てサポートシステムの小学生の量の見込みについて、「その他」の量の見込みに追加した。</p>
	中間見直しの考え方	<p>(ア)幼稚園(預かり保育・1号認定) 2号預かり利用者数に連動することから、次のとおり見直す。 幼稚園在園児数(保育・教育の量の見込みの見直しから推計)から幼稚園預かり保育(2号)の利用者数を差し引いて幼稚園預かり保育(1号)の利用者数を算出し、 1人あたりの平均利用回数に乗じる。 ・「幼稚園預かり1号利用者数」=「幼稚園在園児数」-「幼稚園預かり2号利用者数」 ・「量の見込み(人/年)」=「幼稚園預かり1号利用者数」×「年間平均利用回数」</p> <p>(イ)幼稚園(預かり保育・2号認定) 幼児教育・保育の無償化の対象事業となる等により利用率の伸びが見られたため、次のとおり見直す。 幼稚園在園児数(保育・教育の量の見込みの見直しから推計)に実績から推計した「利用率の見込み」を乗じて幼稚園預かり保育(2号)の利用者数を算出し、平均利用日数(12日)に乗じる。 ・「利用率」の実績=「幼稚園預かり2号利用者数(月平均)」/「幼稚園在園児数」 ・「利用率の見込み」=「前年度利用率」+「過去5年間の(利用率-前年度利用率)の平均」 ・「幼稚園預かり2号利用者数」=「幼稚園在園児数」×「利用率の見込み」 ・「量の見込み(人/年)」=「幼稚園預かり2号利用者数」×12日(平均利用日数)×12ヶ月</p> <p>(ウ)～(ケ)その他 「潜在家庭類型別児童数(人)」を算出するのに使用した「推計児童数(人)」について、昨年度補正した推計児童数に更新して見直す。 なお、ニーズ調査に基づく利用意向割合を用いている事業であるため、「利用意向」は実績との乖離に基づく下方修正は行わない。</p>

量の
見込み
算出の
考え方

指標(単位)	延べ利用者数(人/年)
確保方策の考え方	<p>(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 希望する保護者が利用できる環境を確保する趣旨から、R6年度までの量の見込みの増加分を計画年数で均等に按分した数値を上乗せした数値とする。 新たな施設整備を伴うものではないため、見込量の増への対応は、既実施園での受入数の増と未実施園での事業実施により対応する。 <p>(イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全在園児を対象として、保育を必要とする要件に適合すれば利用できる環境を確保する趣旨から、R6年度までの量の見込みの増加分を計画年数で均等に按分した数値を上乗せした数値とする。 新たな施設整備を伴うものではないため、見込量の増への対応は、既実施園での受入数の増と未実施園での事業実施により対応する。 <p><(ウ)～(ケ) その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 量の見込みへの対応については、H30年度の利用実績をベースに、各事業それぞれの状況に応じ、施設数の増(新規実施)や、既存施設での受け入れ増により、見込んでいく。 <p>(ウ) 保育所(一時保育)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施している全国に対して新たに調査を行い、利用実態を把握することにより、区役所等での利用者への案内に活用することで、既存の利用可能枠の有効活用に取り組む。 待機児童対策として新設園が増えることにより、実施施設数の拡大を図るとともに、開所後、各施設の通常保育が安定していくタイミング等で、一時保育に活用できる枠の増加に取り組む。 <p>(工) 横浜保育室(一時保育)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の実施園の実績をベースに、認可保育所への移行予定施設の利用見込数を減らしている。 <p>(オ) 乳幼児一時預かり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 定員規模の小さな実施も見込むことで、未実施区での新規実施を図る。 既存施設からの距離要件などの緩和等により各区複数か所での実施を図り、年3か所程度の新規実施を見込む。 運営実態の把握を行い持続可能な制度の検討を行いながら、既存施設での受入増に取り組む。 <p>(カ) 親と子のつどいの広場での一時預かり</p> <ul style="list-style-type: none"> 安定的に広場運営を継続していることや一時預かりに必要なスタッフを確保できること等を条件とし、年1か所程度の新規実施を図る。 <p>(キ) 子育てサポートシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> 各区支部事務局での提供・両方会員増への取組により確保を図る。 <p>(ク) 24時間緊急一時預かり</p> <ul style="list-style-type: none"> ニーズの高いことが見込まれるエリアの保育所と意見交換を行うなど実施施設確保に向けた取組を行う。 <p>(ケ) 休日一時保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ニーズの状況により、受入枠の拡大、新たな実施施設の確保に向けた取組を行う。
	中間見直しの考え方

第2期計画				当初計画					実績		中間見直し(案)		
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R5年度	R6年度	
全市	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	287,548	287,717	287,887	288,057	288,227	122,864	135,292	214,146	201,624	
		確保方策		287,548	287,717	287,887	288,057	288,227	122,864	135,292	214,146	201,624	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580	1,464,888	1,562,340	1,768,176	1,844,496	
		確保方策		1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580	1,464,888	1,562,340	1,768,176	1,844,496	
	その他	量の見込み			331,169	348,006	364,843	381,680	398,517	180,215	209,349	363,485	377,366
		計			331,169	348,006	364,843	381,680	398,517	180,215	209,349	363,485	377,366
		ウ			145,936	151,406	152,216	157,096	158,680	79,207	87,188	149,120	149,574
		エ			2,970	1,942	1,916	526	526	1,056	717	417	414
		オ			106,335	115,851	129,029	139,445	151,721	56,423	69,025	132,929	143,892
		カ			7,688	7,916	8,144	8,372	8,600	5,265	5,720	7,997	8,192
キ			64,566	67,149	69,732	72,315	74,898	36,896	45,114	69,216	71,341		
ク			1,305	1,331	1,356	1,433	1,558	875	1,184	1,404	1,523		
ケ			2,369	2,411	2,450	2,493	2,534	493	401	2,402	2,430		
鶴見区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	15,848	13,946	12,044	10,141	8,238	6,239	6,934	12,025	11,322	
		確保方策		15,848	13,946	12,044	10,141	8,238	6,239	6,934	12,025	11,322	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	41,668	48,882	56,096	63,310	70,524	32,952	38,088	123,840	127,872	
		確保方策		41,668	48,882	56,096	63,310	70,524	32,952	38,088	123,840	127,872	
	その他	量の見込み			32,042	34,148	36,254	38,360	40,467	13,390	17,426	34,942	36,616
		計			32,042	34,148	36,254	38,360	40,467	13,390	17,426	34,942	36,616
		ウ			12,246	15,067	16,934	18,583	18,988	4,188	7,912	16,928	17,182
		エ			963	9	9	1	1	182	13	0	0
		オ			14,568	14,568	14,568	14,568	16,032	6,789	7,063	13,271	14,507
		カ			170	170	170	398	398	248	179	362	360
キ			4,000	4,237	4,474	4,710	4,946	1,956	2,201	4,290	4,475		
ク			0	0	0	0	0	0	0	0	0		
ケ			95	97	99	100	102	27	58	91	92		

神奈川県	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	15,652	16,864	18,076	19,288	20,500	6,439	7,160	11,315	10,653	
		確保方策		15,652	16,864	18,076	19,288	20,500	6,439	7,160	11,315	10,653	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	71,034	77,625	84,217	90,809	97,400	75,396	81,816	102,672	109,152	
		確保方策		71,034	77,625	84,217	90,809	97,400	75,396	81,816	102,672	109,152	
	その他	量の見込み			20,102	23,559	27,016	30,472	33,928	10,521	12,419	28,631	31,811
		計			20,102	23,559	27,016	30,472	33,928	10,521	12,419	28,631	31,811
		確保方策	ウ		9,667	12,674	12,755	12,852	15,860	4,346	4,693	12,074	14,869
			エ		18	18	18	0	0	24	6	5	5
			オ		3,660	3,660	6,588	9,516	9,516	1,997	3,207	8,940	8,921
			カ		170	170	170	170	170	295	423	159	159
キ				5,849	6,284	6,718	7,152	7,586	3,425	3,441	6,719	7,111	
ク				685	699	712	726	739	425	595	682	693	
ケ		53	54	55	56	57	9	54	53	53			
西区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	8,659	9,013	9,367	9,721	10,075	5,108	4,174	8,469	7,974	
		確保方策		8,659	9,013	9,367	9,721	10,075	5,108	4,174	8,469	7,974	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	38,576	41,436	44,295	47,154	50,014	36,768	33,432	47,952	48,960	
		確保方策		38,576	41,436	44,295	47,154	50,014	36,768	33,432	47,952	48,960	
	その他	量の見込み			11,647	13,022	14,397	15,772	17,146	5,592	6,742	15,087	16,395
		計			11,647	13,022	14,397	15,772	17,146	5,592	6,742	15,087	16,395
		確保方策	ウ		5,182	6,523	7,864	8,474	9,083	1,305	1,835	8,106	8,686
			エ		0	0	0	0	0	0	0	0	0
			オ		4,645	4,645	4,645	5,377	6,109	3,589	4,165	5,144	5,842
			カ		103	103	103	103	103	187	102	98	98
キ				1,687	1,721	1,755	1,788	1,821	511	640	1,710	1,741	
ク				0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ケ		30	30	30	30	30	0	0	29	29			
中区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	8,851	10,176	11,501	12,827	14,153	9,301	9,698	10,506	9,892	
		確保方策		8,851	10,176	11,501	12,827	14,153	9,301	9,698	10,506	9,892	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	52,650	57,159	61,668	66,177	70,685	47,256	53,712	66,096	66,960	
		確保方策		52,650	57,159	61,668	66,177	70,685	47,256	53,712	66,096	66,960	
	その他	量の見込み			13,886	16,460	19,034	21,608	24,182	8,160	9,836	19,374	21,515
		計			13,886	16,460	19,034	21,608	24,182	8,160	9,836	19,374	21,515
		確保方策	ウ		4,141	4,359	6,773	9,187	9,405	1,382	569	8,238	8,369
			エ		2	2	2	2	2	5	0	0	0
			オ		6,841	9,037	9,037	9,037	11,233	3,833	5,671	8,104	9,995
			カ		297	297	297	297	297	109	164	266	264
キ				2,575	2,735	2,895	3,055	3,215	2,831	3,432	2,739	2,860	
ク				0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ケ		30	30	30	30	30	0	0	27	27			
南区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	12,931	13,237	13,543	13,848	14,153	6,020	5,974	9,943	9,361	
		確保方策		12,931	13,237	13,543	13,848	14,153	6,020	5,974	9,943	9,361	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	48,283	54,940	61,597	68,255	74,913	40,080	45,000	70,704	69,552	
		確保方策		48,283	54,940	61,597	68,255	74,913	40,080	45,000	70,704	69,552	
	その他	量の見込み			16,536	18,195	19,854	21,513	23,173	8,222	7,921	19,600	21,053
		計			16,536	18,195	19,854	21,513	23,173	8,222	7,921	19,600	21,053
		確保方策	ウ		9,457	10,987	11,054	12,583	14,115	4,312	3,797	11,465	12,824
			エ		0	0	0	0	0	0	0	0	0
			オ		4,385	4,385	5,849	5,849	5,849	3,179	2,887	5,329	5,314
			カ		620	620	620	620	620	241	343	564	563
キ				1,998	2,125	2,252	2,380	2,507	490	894	2,168	2,277	
ク				0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ケ		76	78	79	81	82	0	0	74	75			

港南区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	17,215	16,627	16,038	15,450	14,862	6,942	7,757	15,018	14,140	
		確保方策		17,215	16,627	16,038	15,450	14,862	6,942	7,757	15,018	14,140	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	75,404	73,746	72,087	70,428	68,770	78,192	85,632	83,952	88,704	
		確保方策		75,404	73,746	72,087	70,428	68,770	78,192	85,632	83,952	88,704	
	その他	量の見込み			12,891	12,891	12,891	12,892	12,892	7,025	7,523	13,221	13,241
		計			12,891	12,891	12,891	12,892	12,892	7,025	7,523	13,221	13,241
		確保方策	ウ		9,132	7,691	6,982	6,308	4,638	4,982	4,883	6,470	4,764
			エ		36	36	36	0	0	7	11	0	0
			オ		732	2,196	2,928	3,660	5,124	0	0	3,754	5,263
			カ		95	95	95	95	323	28	96	97	331
キ				2,246	2,210	2,175	2,140	2,105	1,547	1,913	2,194	2,162	
ク				620	632	644	657	669	450	589	674	687	
ケ		30	31	31	32	33	11	31	33	34			
保土ヶ谷区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	19,722	18,248	16,775	15,302	13,829	9,392	9,320	15,797	14,873	
		確保方策		19,722	18,248	16,775	15,302	13,829	9,392	9,320	15,797	14,873	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	63,394	66,700	70,006	73,312	76,618	75,060	86,460	96,912	106,560	
		確保方策		63,394	66,700	70,006	73,312	76,618	75,060	86,460	96,912	106,560	
	その他	量の見込み			13,940	16,569	19,199	21,829	24,459	3,531	2,883	20,537	22,873
		計			13,940	16,569	19,199	21,829	24,459	3,531	2,883	20,537	22,873
		確保方策	ウ		11,405	11,687	12,702	13,717	14,732	2,516	1,675	12,906	13,777
			エ		0	0	0	0	0	0	0	0	0
			オ		0	2,196	3,660	5,124	6,588	0	0	4,821	6,161
			カ		1,307	1,307	1,307	1,307	1,307	640	466	1,229	1,222
キ				1,198	1,349	1,500	1,651	1,802	375	742	1,553	1,685	
ク				0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ケ		30	30	30	30	30	0	0	28	28			
旭区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	18,010	16,199	14,388	12,577	10,766	7,262	7,696	12,943	12,186	
		確保方策		18,010	16,199	14,388	12,577	10,766	7,262	7,696	12,943	12,186	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	111,800	107,989	104,178	100,367	96,555	140,448	147,000	119,808	126,000	
		確保方策		111,800	107,989	104,178	100,367	96,555	140,448	147,000	119,808	126,000	
	その他	量の見込み			9,695	10,158	10,621	11,083	11,546	6,040	4,878	10,831	11,261
		計			9,695	10,158	10,621	11,083	11,546	6,040	4,878	10,831	11,261
		確保方策	ウ		4,642	4,959	5,276	5,683	6,001	4,195	3,234	5,555	5,853
			エ		90	90	90	0	0	60	30	0	0
			オ		2,196	2,196	2,196	2,196	2,196	0	0	2,146	2,142
			カ		643	643	643	643	643	466	339	628	627
キ				2,094	2,240	2,386	2,531	2,676	1,319	1,275	2,473	2,610	
ク				0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ケ		30	30	30	30	30	0	0	29	29			
磯子区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	9,677	12,043	14,408	16,773	19,138	3,087	2,895	6,077	5,722	
		確保方策		9,677	12,043	14,408	16,773	19,138	3,087	2,895	6,077	5,722	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	46,292	45,185	44,079	42,973	41,867	46,800	53,484	81,216	83,664	
		確保方策		46,292	45,185	44,079	42,973	41,867	46,800	53,484	81,216	83,664	
	その他	量の見込み			12,164	14,285	16,406	18,528	20,650	3,893	4,749	17,548	19,440
		計			12,164	14,285	16,406	18,528	20,650	3,893	4,749	17,548	19,440
		確保方策	ウ		8,146	9,938	10,495	12,516	14,537	2,234	1,735	11,855	13,686
			エ		0	0	0	0	0	0	0	0	0
			オ		1,464	1,464	2,928	2,928	2,928	0	0	2,773	2,757
			カ		276	504	504	504	504	248	644	477	474
キ				2,248	2,349	2,449	2,550	2,651	1,411	2,370	2,415	2,495	
ク				0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ケ		30	30	30	30	30	0	0	28	28			

金沢区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	15,709	15,067	14,426	13,785	13,144	4,395	5,482	7,767	7,313	
		確保方策		15,709	15,067	14,426	13,785	13,144	4,395	5,482	7,767	7,313	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	73,274	74,235	75,196	76,157	77,118	82,800	84,612	82,944	84,816	
		確保方策		73,274	74,235	75,196	76,157	77,118	82,800	84,612	82,944	84,816	
	その他	量の見込み			18,169	17,760	17,350	16,940	16,530	10,422	11,357	16,242	15,781
		計			18,169	17,760	17,350	16,940	16,530	10,422	11,357	16,242	15,781
		確保方策	ウ		9,727	9,278	6,631	6,180	2,801	5,612	5,520	5,926	2,674
			エ		0	0	0	0	0	0	0	0	0
			オ		4,175	4,175	6,371	6,371	9,299	2,911	2,900	6,109	8,878
			カ		432	432	432	432	432	235	302	414	412
キ				3,805	3,845	3,886	3,927	3,968	1,664	2,635	3,765	3,788	
ク				0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ケ		30	30	30	30	30	0	0	29	29			
港北区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	21,705	24,564	27,423	30,282	33,140	8,070	9,193	15,345	14,448	
		確保方策		21,705	24,564	27,423	30,282	33,140	8,070	9,193	15,345	14,448	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	62,567	67,901	73,235	78,568	83,902	75,204	78,852	148,752	151,344	
		確保方策		62,567	67,901	73,235	78,568	83,902	75,204	78,852	148,752	151,344	
	その他	量の見込み			43,419	47,197	50,975	54,753	58,530	19,244	24,559	52,577	55,912
		計			43,419	47,197	50,975	54,753	58,530	19,244	24,559	52,577	55,912
		確保方策	ウ		12,875	13,671	15,126	15,198	17,152	6,993	6,910	14,586	16,376
			エ		177	103	103	103	103	35	163	130	129
			オ		15,309	17,505	18,969	21,765	22,629	4,007	7,695	20,888	21,606
			カ		668	668	668	668	668	551	542	641	637
キ				13,606	14,450	15,294	16,138	16,982	7,657	9,245	15,487	16,213	
ク				0	0	0	50	150	0	0	48	143	
ケ		784	800	815	831	846	1	4	798	808			
緑区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	11,012	12,115	13,218	14,321	15,425	2,732	2,924	5,882	5,538	
		確保方策		11,012	12,115	13,218	14,321	15,425	2,732	2,924	5,882	5,538	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	86,834	84,586	82,337	80,088	77,839	96,972	96,564	97,200	103,824	
		確保方策		86,834	84,586	82,337	80,088	77,839	96,972	96,564	97,200	103,824	
	その他	量の見込み			13,389	12,978	12,567	12,156	11,745	8,409	11,148	11,994	11,545
		計			13,389	12,978	12,567	12,156	11,745	8,409	11,148	11,994	11,545
		確保方策	ウ		2,749	2,211	1,674	1,136	598	2,147	2,257	1,122	588
			エ		10	10	10	10	10	26	0	0	0
			オ		4,253	4,253	4,253	4,253	4,253	2,425	4,173	4,200	4,184
			カ		480	480	480	480	480	157	165	474	472
キ				5,396	5,513	5,630	5,747	5,864	3,460	4,553	5,675	5,769	
ク				0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ケ		501	511	520	530	540	194	0	523	531			
青葉区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	37,029	34,447	31,865	29,283	26,701	14,420	18,308	25,018	23,555	
		確保方策		37,029	34,447	31,865	29,283	26,701	14,420	18,308	25,018	23,555	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	155,124	165,966	176,808	187,650	198,492	171,396	190,740	168,624	176,256	
		確保方策		155,124	165,966	176,808	187,650	198,492	171,396	190,740	168,624	176,256	
	その他	量の見込み			33,460	33,315	33,170	33,025	32,881	16,954	20,630	31,729	31,375
		計			33,460	33,315	33,170	33,025	32,881	16,954	20,630	31,729	31,375
		確保方策	ウ		10,685	10,730	10,772	10,815	10,859	5,000	6,795	10,383	10,354
			エ		0	0	0	0	0	7	25	24	24
			オ		13,597	13,547	13,499	13,449	13,399	8,217	9,695	12,912	12,776
			カ		595	595	595	595	595	264	256	571	567
キ				8,188	8,041	7,894	7,748	7,602	3,357	3,717	7,438	7,248	
ク				0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ケ		395	402	410	418	426	109	142	401	406			

都筑区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	25,991	25,972	25,953	25,934	25,916	10,040	11,948	17,701	16,666	
		確保方策		25,991	25,972	25,953	25,934	25,916	10,040	11,948	17,701	16,666	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	97,932	92,687	87,442	82,197	76,952	142,452	146,256	145,152	155,520	
		確保方策		97,932	92,687	87,442	82,197	76,952	142,452	146,256	145,152	155,520	
	その他	量の見込み			26,682	24,674	22,666	20,658	18,650	23,087	24,818	20,505	18,406
		計			26,682	24,674	22,666	20,658	18,650	23,087	24,818	20,505	18,406
		確保方策	ウ		9,409	7,268	5,154	3,815	1,673	11,558	13,451	3,739	1,628
			エ		828	828	802	0	0	399	267	259	257
			オ		12,274	12,324	12,374	12,424	12,474	8,207	8,148	12,177	12,140
			カ		601	601	601	601	601	537	440	589	584
キ				3,540	3,622	3,704	3,786	3,869	2,302	2,435	3,710	3,765	
ク				0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ケ		30	31	31	32	33	84	77	31	32			
戸塚区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	18,551	19,943	21,335	22,727	24,119	7,929	8,709	16,109	15,167	
		確保方策		18,551	19,943	21,335	22,727	24,119	7,929	8,709	16,109	15,167	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	111,192	111,563	111,935	112,307	112,679	114,408	120,756	150,624	153,072	
		確保方策		111,192	111,563	111,935	112,307	112,679	114,408	120,756	150,624	153,072	
	その他	量の見込み			20,413	20,755	21,097	21,438	21,779	11,312	14,650	20,471	20,746
		計			20,413	20,755	21,097	21,438	21,779	11,312	14,650	20,471	20,746
		確保方策	ウ		11,095	9,715	8,106	6,424	5,343	5,871	7,625	6,254	5,187
			エ		410	410	410	410	410	122	202	0	0
			オ		5,349	6,813	8,277	10,041	11,205	2,534	3,740	9,776	10,879
			カ		167	167	395	395	395	189	292	384	383
キ				3,257	3,513	3,769	4,025	4,281	2,538	2,756	3,918	4,156	
ク				0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ケ		135	137	140	143	145	58	35	139	141			
栄区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	5,542	5,947	6,352	6,757	7,161	750	944	1,418	1,335	
		確保方策		5,542	5,947	6,352	6,757	7,161	750	944	1,418	1,335	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	46,000	44,641	43,282	41,923	40,564	54,612	60,708	55,440	57,168	
		確保方策		46,000	44,641	43,282	41,923	40,564	54,612	60,708	55,440	57,168	
	その他	量の見込み			9,479	8,351	7,223	6,095	4,967	9,433	10,249	6,112	4,969
		計			9,479	8,351	7,223	6,095	4,967	9,433	10,249	6,112	4,969
		確保方策	ウ		4,546	3,473	2,399	1,325	251	5,583	5,657	1,329	251
			エ		0	0	0	0	0	0	0	0	0
			オ		3,684	3,684	3,684	3,684	3,684	2,679	2,832	3,695	3,686
			カ		136	136	136	136	136	256	406	136	136
キ				1,083	1,028	974	920	866	915	1,354	922	866	
ク				0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ケ		30	30	30	30	30	0	0	30	30			
泉区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	7,229	6,579	5,929	5,279	4,630	4,815	4,661	6,771	6,375	
		確保方策		7,229	6,579	5,929	5,279	4,630	4,815	4,661	6,771	6,375	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	52,783	50,128	47,473	44,818	42,163	67,896	72,684	64,800	70,128	
		確保方策		52,783	50,128	47,473	44,818	42,163	67,896	72,684	64,800	70,128	
	その他	量の見込み			13,870	15,070	16,270	17,470	18,669	6,966	8,021	17,397	18,499
		計			13,870	15,070	16,270	17,470	18,669	6,966	8,021	17,397	18,499
		確保方策	ウ		7,746	8,854	9,962	11,070	12,178	3,468	3,597	11,024	12,067
			エ		0	0	0	0	0	0	0	0	0
			オ		3,987	3,987	3,987	3,987	3,987	2,257	2,814	3,971	3,951
			カ		634	634	634	634	634	552	470	631	628
キ				1,473	1,565	1,657	1,749	1,840	689	1,140	1,741	1,823	
ク				0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ケ		30	30	30	30	30	0	0	30	30			

瀬谷区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	18,215	16,730	15,246	13,762	12,277	9,923	11,515	16,042	15,104		
		確保方策		18,215	16,730	15,246	13,762	12,277	9,923	11,515	16,042	15,104		
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	71,565	68,305	65,045	61,785	58,525	86,196	86,544	61,488	64,944		
		確保方策		71,565	68,305	65,045	61,785	58,525	86,196	86,544	61,488	64,944		
	その他	量の見込み			9,385	8,619	7,853	7,088	6,323	8,014	9,540	6,683	5,927	
		計			9,385	8,619	7,853	7,088	6,323	8,014	9,540	6,683	5,927	
				ウ		3,086	2,321	1,557	1,230	466	3,515	5,043	1,160	437
				エ		436	436	436	0	0	189	0	0	0
				オ		5,216	5,216	5,216	5,216	5,216	3,799	4,035	4,919	4,890
				カ		294	294	294	294	294	62	91	277	275
				キ		323	322	320	318	317	449	371	299	297
				ク		0	0	0	0	0	0	0	0	0
			ケ		30	30	30	30	30	0	0	28	28	

(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定)
(イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定)
<(ウ)~(ケ)その他>
(ウ) 保育所(一時保育)
(エ) 横浜保育室(一時保育)
(オ) 乳幼児一時預かり事業
(カ) 親と子のつどいの広場での一時預かり
(キ) 横浜子育てサポートシステム
(ク) 24時間型緊急一時預かり
(ケ) 休日一時保育

幼稚園での預かり保育にかかる「量の見込み」及び「確保方策」の中間見直しについて

1 幼稚園での預かり保育にかかる「量の見込み」の中間見直しについて

当初計画では、対象となる推計児童数に、計画策定時のニーズ調査により求めた利用意向を乗じた値を計画の最終年度（令和6年度）の「量の見込み」として設定していました。その後、幼児教育・保育の無償化（令和元年10月～）の対象事業となったこと等により、計画策定時には見込めなかった利用意向の増加がみられ、当初の算定方法では、計画値と実績値に大きな乖離が生じるため、算定方法を見直します。

(1) 幼稚園での預かり保育（2号）

幼児教育・保育の無償化（令和元年10月～）の対象事業となったこと等により、第2期計画策定時の量の見込みを上回る利用率の伸びが見られたため、次のとおり見直します。

幼稚園園児数①（保育・教育の量の見込みの見直しから推計）に実績②から推計した「利用率の見込み」③を乗じて令和4年度以降の幼稚園預かり（2号）の利用者数②を算出し、月間平均利用日数（12日）を乗じる。

- 「利用率」の実績③＝「幼稚園預かり2号利用者数（月平均）」②／「幼稚園園児数」①
- 「利用率の見込み」③
＝「前年度利用率」＋「過去5年間の（利用率－前年度利用率）の平均」
- 「幼稚園預かり2号利用者数」②＝「幼稚園園児数」①×「利用率の見込み」③
- 「量の見込み（人／年）」⑥
＝「幼稚園預かり2号利用者数」×12日（月間平均利用日数）×12ヶ月

(2) 幼稚園での預かり保育（1号）

上記（1）の見直しに合わせて、次のとおり見直します。

幼稚園園児数①（保育・教育の量の見込みの見直しから推計）から幼稚園預かり（2号）の利用者数②を差し引いて幼稚園預かり（1号）の利用対象者数⑦を算出し、1人あたりの年間平均利用日数（約7日）を乗じる。

- 「幼稚園預かり（1号）利用対象者数⑦」
＝「幼稚園園児数①」－「幼稚園預かり2号利用者数②」
- 「量の見込み（人／年）」⑩
＝「幼稚園預かり1号利用対象者数⑦」×7日（年間平均利用日数）

2 幼稚園での預かり保育にかかる「確保方策」の中間見直しについて

(1) 幼稚園での預かり保育（2号）

- ・ 保育を必要とする要件に適合すれば利用できる環境を確保する趣旨から、各年度の量の見込みの増加分を上乗せした数値とします。
- ・ 見込量の増への対応は、新たな施設整備を伴うものではなく、既実施園での受入数の増と未実施園での事業実施により対応するため、実施園に対する保育人材確保支援策を実施します。

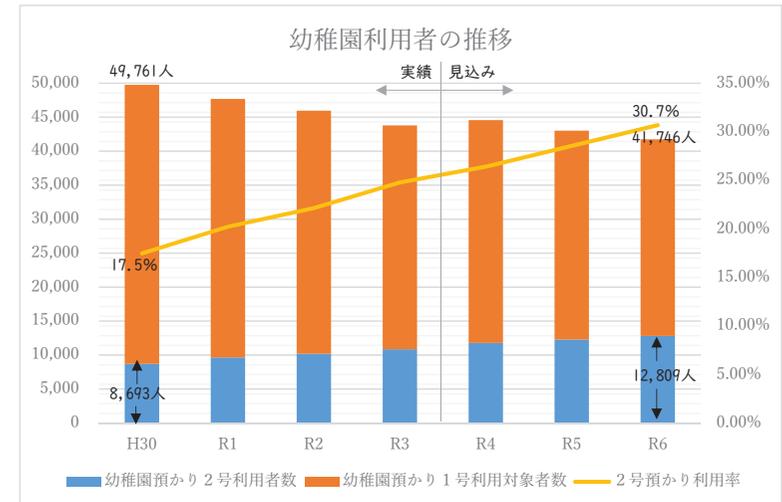
(2) 幼稚園での預かり保育（1号）

- ・ 2号預かりの増加に連動して1号預かりの利用見込みは減少しますが、希望する保護者が利用できる環境を確保できるよう、各年度の量の見込みに合わせた各園での受入を確保するため補助事業を継続します。

●幼稚園での預かり保育にかかる基礎データ

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
① 幼稚園園児数 (保育・教育に関する「量の見込み」 中間見直し後)	49,761	47,689	45,954	43,794	44,571	43,013	41,746	B
② 2号預かり月平均利用者	8,693	9,647	10,173	10,850	11,771	12,279	12,809	A
③ 幼稚園園児数に対する 2号預かりの利用率	17.5%	20.2%	22.1%	24.8%	26.4%	28.5%	30.7%	A/B
④ 2号預かり実績値	1,251,768	1,389,180	1,464,888	1,562,340				
⑤ 2号預かり「量の見込み」 当初計画	944,179	1,011,470	1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580	★
⑥ 2号預かり「量の見込み」 中間見直し案						1,768,176	1,844,496	A×12回 (月間平均 利用回数) ×12か月
当初計画との差						379,898	428,916	
⑦ 1号預かり利用対象者	41,068	38,042	35,781	32,944	32,800	30,734	28,937	B-A=C
⑧ 1号預かり実績値	299,420	265,399	122,864	135,292				
⑨ 1号預かり「量の見込み」 当初計画	593,474	616,749	287,548	287,717	287,887	288,057	288,227	★
⑩ 1号預かり「量の見込み」 中間見直し案						214,146	201,624	C×約7回 (年間平均 利用回数)
当初計画との差						-73,911	-86,603	

★：家庭類型別児童数(※)×利用意向 ※推計児童数×潜在家庭類型の割合



幼稚園預かり1号利用対象者：幼稚園園児数－幼稚園預かり2号利用者
幼稚園預かり2号利用者：市型預かり保育の利用要件（月48時間以上の就労の場合等）を満たす利用者

保育所等における医療的ケア児受入れ推進ガイドラインの策定について

1 趣旨

令和 3 年 9 月に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、地方公共団体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を、また、保育所等は在園する医療的ケア児に対し適切な支援を行う責務を有する、とそれぞれ明記されました。

そこで、法の基本理念を踏まえ、医療的ケア児の円滑な受入れや安全で安心できる保育所等の利用を推進していくために、医療関係者や保育・教育施設関係者等から意見を伺いながら、ガイドラインを策定しましたので、ご報告いたします。

このガイドラインに基づき、保護者、保育所等、医療機関及び横浜市の関係機関が共通認識のもとで、保育所等への入所を円滑に行い、医療的ケア児の受入れ推進につなげていきます。

2 ガイドラインの主な内容

ガイドラインは、「第 1 章 基本的事項」、「第 2 章 入所までの流れ」、「第 3 章 保育所等の生活」、「第 4 章 関係機関との連携」、「第 5 章 継続的な支援」の構成としており、主な内容は次のとおりです。

(1) 医療的ケアの内容 (P. 1)

保育所等が提供する医療的ケアの内容は、医療的ケアの種類により限定するのではなく、保育所等の人員配置や施設設備の状況から、安全な提供が可能であると判断された医療的ケアとします。なお、人工呼吸器による呼吸管理等、高度な医療機器を使用するものなどは、対象とならない場合があります。

保育所等で提供する主な医療的ケアの内容は、経管栄養、吸引、導尿、血糖管理、酸素療法等です。

(2) 対象児童 (P. 2)

保護者が就労等で保育が必要な児童であり、個々の児童の状態等を勘案し、次の要件を満たしている児童とします。

- ・病状や健康状態が安定していて、子ども同士の関わりの中で過ごせること
- ・保育の必要性があり、主治医から保育所等の入所が可能と判断されていること
- ・日中に自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること
- ・病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所等で十分に共有ができること
- ・保護者や主治医の同意のもと、保育所等と主治医医療機関が連携できること

(3) 利用日時 (P. 2)

医療的ケア児の健康状態、保護者が保育を必要とする就労等の状況、保育所等の受入れ体制等、これらの状況を勘案して、保育所等と保護者の同意の上、決定します。

また、医療的ケア児を初めて受け入れる保育所等においては、安全な保育及び医療的ケアの実施のため、週5日(月～金曜日)1日8時間程度を目安に保育を開始することとします。

(4) 医療的ケアの対応者 (P. 2)

医療的ケア担当の看護職が医師の指示に基づいて実施します。

また、保育士等で社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等(※)研修を修了し、業務登録を受けた者(認定特定行為業務従事者)も、特定の医療的ケアを行うことができます。

※喀痰吸引等・・・たんの吸引(口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内)、経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養)

(5) 入所までの流れ (P. 3～6)

事前に保育所等と受入れの調整を行う必要があるため、利用申請における通常のスケジュールによらず別途利用調整を行います。

保育所等の受入れ準備のために、調整時間を確保する必要があることから、施設との受入れ調整の結果に関して、区から保護者及び保育所等へ連絡します。

(6) 保育所等での生活や安全管理など (P. 7～9)

チューブ等の自己抜去や急な体調の変化等の緊急時の対応について、事前に保護者や主治医医療機関へ確認し、マニュアルを作成します。また、その内容を全職員で共有し、定期的に訓練を実施します。

自然災害による避難等の災害発生時の対応として、非常食や医薬品、医療材料の備蓄、医療機器のバッテリーの確保等を行います。また、保護者がすぐに迎えに来られない場合等を想定し、対応方法を事前に保護者と確認します。

(7) 関係機関との連携など (P. 10～13)

保育所等で適切に医療的ケアを実施するため、医療的ケア指示書の内容や緊急時の対処法を確認する等、主治医医療機関と連携します。

また、保育所等の職員が医療的ケアを行う場合の助言や技術指導を受ける等、横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターと連携します。

「保育所等における医療的ケア児受入れ推進 ガイドライン」を策定しました

令和3年9月に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、地方公共団体は医療的ケア児（※）及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を、また、保育所等は在園する医療的ケア児に対し適切な支援を行う責務を有すると、それぞれ明記されました。

そこで、法の基本理念を踏まえ、医療的ケア児の円滑な受入れや安全で安心できる保育所等の利用を推進していくために、医療関係者や保育・教育施設関係者等から意見を伺いながら、ガイドラインを策定しました。

このガイドラインに基づき、保護者、保育所等、医療機関及び横浜市の関係機関が共通認識のもとで、保育所等への入所を円滑に行い、医療的ケア児の受入れ推進につなげていきます。

※ 医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のことです。

1 概要

- 第1章 基本的事項 : ガイドラインの目的と保育所等で行う医療的ケアについて
- 第2章 入所までの流れ : 保育所等の利用相談から利用開始までの流れについて
- 第3章 保育所等の生活 : 集団生活での配慮や留意点、安全管理について
- 第4章 関係機関との連携 : 医療機関や横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター等との連携について
- 第5章 継続的な支援 : 受入れ後の支援や人材育成について

2 ガイドラインの閲覧方法

ガイドラインのデータは下記ウェブサイトにてご覧いただけます。

⇒ こども青少年局保育・教育支援課ホームページ

「保育所等における医療的ケア児の受入れ推進について」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/ikeahoiku.html>

お問合せ先

こども青少年局保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長 野澤 裕美 Tel 045-671-2706

保育所等における医療的ケア児受入れ推進ガイドライン

令和4年9月

横浜市こども青少年局



はじめに

近年の周産期医療、新生児医療の進歩やNICU（新生児集中治療室）の整備促進を背景として、早産児・低出生体重児・先天性疾病の子どもたちが、医療機関での長期入院後も引き続き人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアを日常的に必要とするケースが増えています。

そのため、医療的ケア児及びその家族が、個々の心身の状況等に応じて適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、令和3年9月に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、「医療的ケア児支援法」という。）」が施行されました。この法律の基本理念では、「医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行わなければならない」と明記されています。

また、地方公共団体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を、保育所等は在園する医療的ケア児に対し適切な支援を行う責務を有すると明記されました。

本市としても、「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」で「医療的なケアを日常的に必要とする子どもの特性や成長に合わせた支援について施設の理解を深め、受入を推進していきます。」と位置付け取組を進めてきました。

これまでも市内の保育所等で医療的ケア児を受け入れていただいておりますが、医療的ケア児支援法の基本理念を踏まえ、医療的ケア児の円滑な受入れや安全で安心できる保育所等の利用を推進していくため、保育所等における医療的ケア児受入れ推進ガイドラインを策定いたしました。

このガイドラインを策定することにより、保護者、保育所等、医療機関及び横浜市の関係機関が共通認識のもとで、保育所等への入所を円滑に進め、医療的ケア児の受入れ推進につなげていきたいと考えています。



令和4年9月
横浜市こども青少年局

目次

第1章	基本的事項	1
1	ガイドラインの目的	
2	保育所等で行う医療的ケア	
(1)	医療的ケアの内容	
(2)	対象児童	
(3)	利用日時	
(4)	医療的ケアの対応者	
第2章	入所までの流れ	3
1	全体的な流れ	
2	利用相談から利用開始までの対応	
(1)	利用相談	
(2)	施設の見学・面談	
(3)	利用申請の締切	
(4)	横浜市医療的ケア児保育教育検討会議の開催	
(5)	受入れ調整結果の連絡	
(6)	利用調整結果の通知	
(7)	施設との面談	
(8)	利用決定後の必要な書類	
(9)	保育計画とマニュアルの作成	
第3章	保育所等の生活	7
1	集団生活での配慮	
(1)	職員連携	
(2)	慣らし保育の実施	
(3)	一日の流れ	
(4)	行事・園外活動等の対応	
2	日常の保育実施にあたっての留意点	
(1)	他の保護者・児童への説明	
(2)	園内での感染症の対応	
3	安全管理	
(1)	緊急時の対応	
(2)	災害発生時（自然災害による避難等）の対応	
(3)	リスクマネジメント	

第4章 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

1 医療機関との連携

- (1) 主治医医療機関との連携
- (2) 嘱託医との連携
- (3) 地域の医療機関（かかりつけ医）等との連携

2 横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターとの連携

3 地域療育センター等との連携

4 就学に向けた小学校等との連携

第5章 継続的な支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

1 受入れ後の支援

- (1) カンファレンスの実施
- (2) 入所後に医療的ケアの内容が変更となった場合
- (3) 入所後に医療的ケアが必要となった場合
- (4) ネットワークづくり

2 人材育成

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14



第1章 基本的事項

1 ガイドラインの目的

本ガイドラインでは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（以下、「医療的ケア児」という。）を、横浜市内の保育所等（※1）で受け入れる際に必要となる基本的な事項や留意事項等を示すことにより、医療的ケア児の円滑な受入れや安全で安心できる保育所等の利用を推進していくことを目的としています。

※1 保育所等・・・認可保育所、市立保育所、認定こども園（保育利用）、家庭的保育事業、小規模型保育事業、事業所内保育事業（地域枠）

2 保育所等で行う医療的ケア

保育所等は、入所する子ども一人ひとりの心身共に健やかな成長と発達を保障する観点から、「最もふさわしい生活の場」を豊かに作り上げていくことが求められています。医療的ケア児においても、同様に、健やかな成長・発達のために一人ひとりの発達・発育状況に応じた保育・幼児教育を提供することが重要です。

(1) 医療的ケアの内容

医療的ケア児支援法において、「医療的ケア」とは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」と定められています。

本ガイドラインに基づき、保育所等が提供する医療的ケアの内容は、医療的ケアの種類により限定するのではなく、利用の可能性を検討する中で、保育所等の人員配置や施設設備の状況から、安全な提供が可能であると判断された医療的ケアとします。なお、人工呼吸器による呼吸管理等、高度な医療機器を使用するものなどは、対象とならない場合があります。

保育所等で提供する主な医療的ケアの内容については次の表のとおりです。

種類	内容
経管栄養（経鼻）	鼻から、胃や腸までチューブを通して、流動食や水分を入れることです。食べることが難しい人や、むせて肺炎になりやすい人が、安全に栄養をとるための方法です。
経管栄養（胃ろう・腸ろう）	胃ろうとは、チューブで胃に直接栄養を送り込むための穴のことをいいます。なんらかの原因で、口から食べ物が食べられなくなった人や、食べてもむせこんで肺炎などを起こしやすい人が安全に食事をとるため、胃ろうをつくります。
吸引（口腔・鼻腔内、気管カニューレ内、気管）	吸引カテーテルを鼻、口、気道内に入れて、鼻水・唾液・痰を取り除くことです。吸引しないと唾液が気管に入ったり、痰がつまることがあります。
導尿	なんらかの原因で、尿が出せなくなったときに、尿が体の外に出るように、人工的に手助けすることです。
血糖管理	糖尿病などによりインスリンの分泌が十分でない場合、血液を少量採取し、血糖の測定を行います。結果に合わせて皮下注射などによりインスリンを補います。
酸素療法	なんらかの原因で、酸素が十分に取り込めない人のために、足りない酸素を補うことです。

出典：「医療的ケアって何だろう？～知ってほしい 医療的ケア児・者と家族の思い～」より一部引用(横浜市作成)

(2) 対象児童

保護者が就労等で保育が必要な児童となります。

保育所等は、入所児童の個々の発達状況に応じて、必要な配慮を行うなど、柔軟な対応が必要となります。加えて、医療的ケア児については、安全な医療的ケアの実施についても確認することが重要です。

個々の児童の状態等を勘案し、次の要件を満たしている児童とします。

- ・ 病状や健康状態が安定していて、子ども同士の関わりの中で過ごせること（以下、「集団生活」という。）
- ・ 保育の必要性があり、主治医から保育所等の入所が可能と判断されていること
- ・ 日中に自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること
- ・ 病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所等で十分に共有ができること
- ・ 保護者や主治医の同意のもと、保育所等と主治医医療機関が連携できること

(3) 利用日時

医療的ケア児の健康状態、保護者が保育を必要とする就労等の状況、保育所等における看護師や保育士の受入れ体制等、これらの状況を勘案して、保育所等と保護者の同意の上、決定します。

また、医療的ケア児を初めて受け入れる保育所等においては、安全な保育及び医療的ケアの実施のため、週5日（月～金曜日）、1日8時間程度を目安に保育を開始することとします。

(4) 医療的ケアの対応者

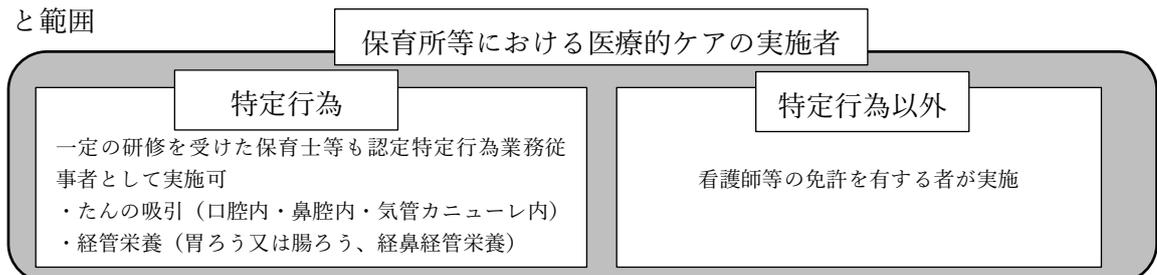
保育所等において実施される医療的ケアについては、医療的ケア対応の看護職が主治医（医療機関）の指示に基づいて実施します。

また、保育士等で社会福祉士及び介護福祉士法に基づく「喀痰吸引等研修(第3号)」を修了し、業務登録を受けた者（以下、「認定特定行為業務従事者（※2）」という。）も、特定した5つの医療的ケアを行うことができます。

「喀痰吸引等研修(第3号)」の受講は、保育所等で保育する特定の医療的ケア児に対して、保育士等が定められた範囲の医療的ケアを行うための基本的要件です。個々に応じた適切な対応や安全な保育の提供のためには、複数の保育士が受講することが望まれます。

※2「認定特定行為業務従事者」が実施できる医療的ケアは、①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内の喀痰吸引 ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養の5つ。

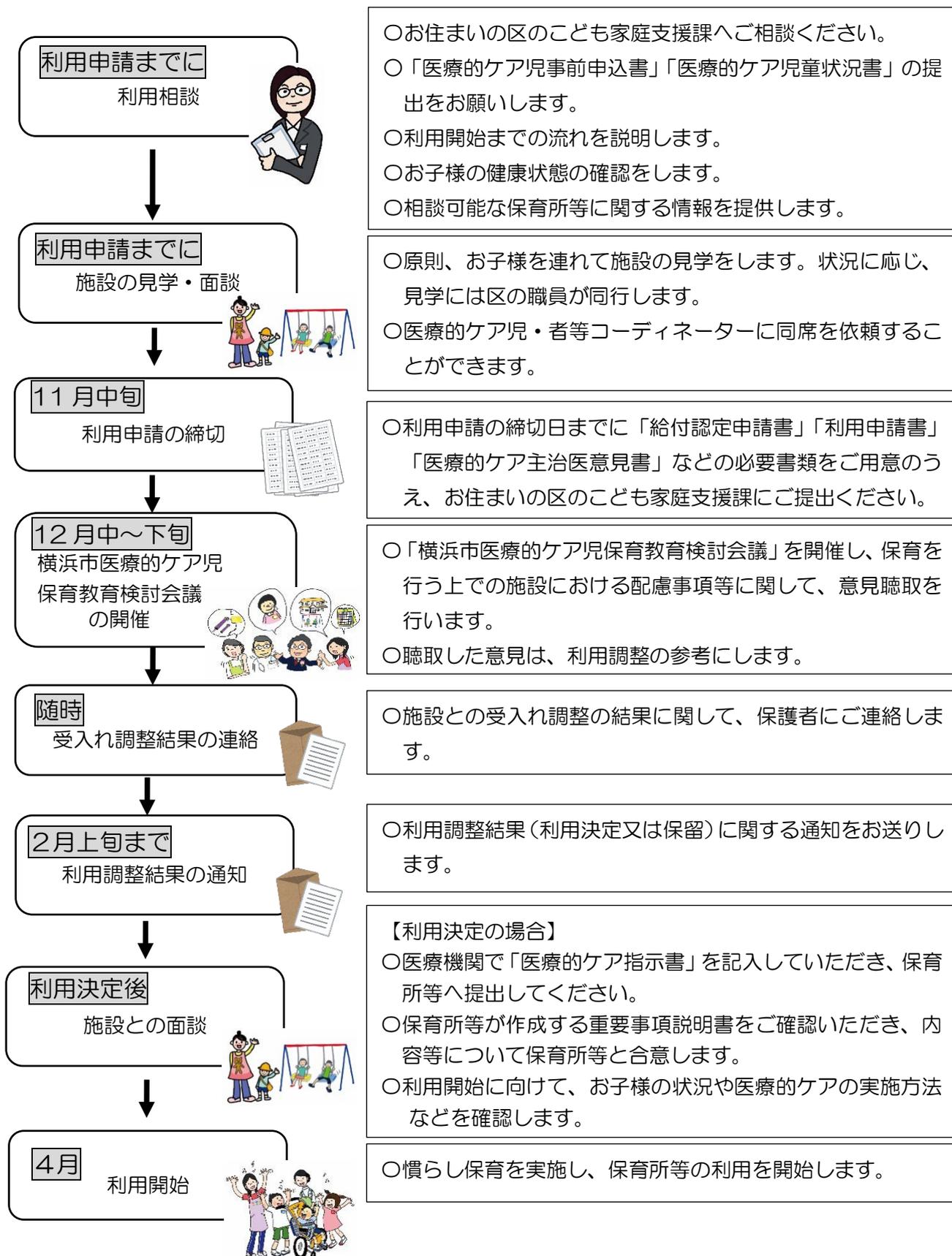
図表 医師の指示のもとに保育所等において保育士等が行うことができる医療的ケアの内容と範囲



出典：保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン(令和3年3月、保育所等における医療的ケア児への支援に関する研究会)

第2章 入所までの流れ

医療的ケアが必要なお子様の保育所等の入所までの流れ（令和5年4月入所）



1 全体的な流れ

医療的ケアが必要なお子様がいる保護者の方から保育所の利用相談があった場合、居住区のこども家庭支援課（以下、「区」という。）で全体的な流れを説明します。

また、事前に保育所等と受入れの調整を行う必要があるため、利用申請における通常のスケジュールによらず別途利用調整を行います。

2 利用相談から利用開始までの対応

(1) 利用相談

相談日の日程調整を行うため、保護者は区へ電話またはFAXで相談をします。その際、児童の状況や希望する保育所等について区が確認し、保育所等の利用に向けた、区役所での来所相談の日程調整をします。

保護者は、相談に来所する際、次の書類を持参します。

- ① 医療的ケア児事前申込書
- ② 医療的ケア児児童状況書
- ③ 母子健康手帳
- ④ お薬手帳 など

区での相談時には、改めて、児童の状況や希望する保育所等について、区が確認し、受入れ相談可能な園などの情報を保護者に伝えます。

見学を希望する保育所等がある場合には、区が希望する保育所等へ見学希望があることを伝え、「医療的ケア児児童状況書」等を情報提供します。

(2) 施設の見学・面談

原則、保護者が児童と一緒に施設を見学します。状況に応じ、見学には区の職員が同行します。その際、医療的ケア児・者等コーディネーターに同席を依頼することができます。

保育所等の施設長や看護師は、区からの情報提供の内容を踏まえ、児童の状況及び実施する医療的ケアを確認します。

医療的ケアの対応について不明な点は、主治医医療機関に確認します。

(3) 利用申請の締切

保護者は、利用申請の締切までに「給付認定申請書」、「利用申請書」、「医療的ケア主治医意見書」などの必要書類を用意し、区に提出します。

利用相談時に提出した必要書類に変更があった場合には、合わせて区に提出します。

(4) 横浜市医療的ケア児保育教育検討会議の開催

保育所等への入所を希望する児童の状況、医療的ケアの内容、施設における配慮事項等に関して、専門的な見地から意見を聴取するため、医師・看護師・施設長等の有識者が委員となる「横浜市医療的ケア児保育教育検討会議」を実施します。

聴取した意見は、利用調整の参考にします。

(5) 受入れ調整結果の連絡

保育所等の受入れ準備のために、調整時間を十分確保する必要があることから、通常の手続きとは別に、施設との受入れ調整の結果に関して、区から保護者及び保育所等へ連絡します。

受入れ調整結果の連絡がきた保育所等は、医療的ケア児の入所のための準備（看護師採用手続き、施設改修等）を進めます。

受入れにあたって、医療的ケアに関する不明な点は、医療的ケア児・者等コーディネーターに相談することができます。

(6) 利用調整結果の通知

利用調整の結果は「施設・事業利用調整結果通知書」または「施設・事業利用調整結果（保留）通知書」により保護者に通知します。

(7) 施設との面談

原則、保護者が児童と一緒に施設を訪問し、入所にあたっての面談を行います。

保護者は、主治医が記入した「医療的ケア指示書」を保育所等へ提出します。

保育所等の施設長や看護師は、提出された「医療的ケア指示書」などの書類で児童の状況や実施する医療的ケアを確認します。

やむを得ない事情により医療的ケアを行う看護師等が不在の場合は、保護者等が医療的ケアを実施するか、保育所等を利用できないことがあります。

保育所等は重要事項説明書の内容を説明し、保護者と合意します。

また、保育所等と保護者の同意の上、「医療的ケア児の保育に関する同意書」に利用日時を記載します。

(8) 利用決定後の必要な書類

保護者は、必要書類を保育所等へ提出します。

- ① 「医療的ケア依頼書」
- ② 「医療器具預かり書」
- ③ 「医療的ケア児の保育に関する同意書」

保育所等は、必要書類を区へ提出します。

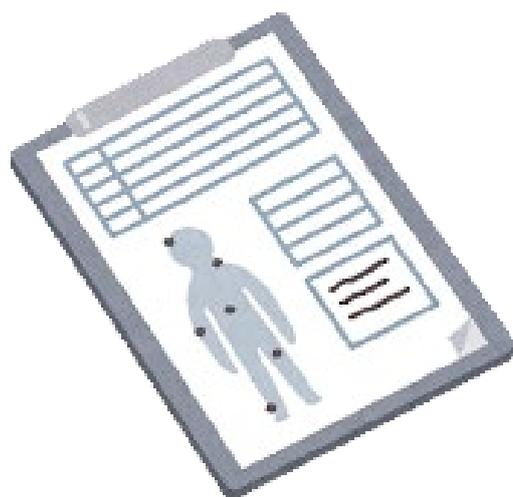
- ① 「医療的ケア対象児童認定（変更）申請書」
- ② 「医療的ケア実施（変更）届」
- ③ 「医療的ケア依頼書」（写し）
- ④ 「医療的ケア指示書」（写し）
- ⑤ 障害児保育教育に関する認定も合わせて申請する場合、必要な書類

(9) 保育計画とマニュアルの作成

保育所等において、安全な保育を提供するためには、医療的ケアに関する手順はもちろんのこと、役割分担や注意事項等について、利用を開始する前にマニュアル等を整備しておくことが必要であり、安全かつ適正に医療的ケアを提供できるよう、施設長を含む全ての職員が理解しておくことが重要です。

保育所等が医療的ケア児を受け入れるにあたり、必要な保育計画やマニュアル等は次のとおりです。

- ① 「個別支援計画」
- ② 「個別保育日誌」
- ③ 「医療的ケア個別支援計画」
- ④ 「医療的ケア手順書」
- ⑤ 「医療的ケア実施記録」
- ⑥ 「個別看護日誌」
- ⑦ 「予想される緊急時の対応フロー」
- ⑧ 「安全管理マニュアル」
- ⑨ 「災害時対応マニュアル」(発災時のバッテリー等含める)
- ⑩ その他保育所等において必要な書類



第3章 保育所等の生活

1 集団生活での配慮

(1) 職員連携

施設長が中心となって、入所前から、児童の医学的状況、発達・生活上の配慮、保護者の情報の把握などについて、施設全体で組織的に情報共有する仕組みを構築します。

日中の保育では、職員がローテーションで勤務している保育所等の施設特性を踏まえ、医療的ケアや体調への配慮、保育の実施状況、緊急時の対応などの情報を職員間で申し送り・共有するようにします。

施設職員全員が適切に連携しながら、施設全体として児童の安全を確保していくことがとても重要です。

(2) 慣らし保育の実施

保育所等へ入所することは、これまでの保護者との家庭での生活から、子ども同士や職員との集団生活へと変わるため、新たな環境に慣れることが重要です。また、保護者と施設長、看護師、担当保育士とで医療的ケアの内容や方法を相互に確認することや、安全に過ごすための配慮事項やリスク等を踏まえた具体的な個別支援計画を立てることが必要となります。

そのため、入所後一定の期間、保護者も付き添って短時間からの慣らし保育を行い、保育の内容や医療的ケアの内容を保護者と保育所等で確認します。

慣らし保育の期間は、個々の児童の状況や看護師による医療的ケアの習熟等を踏まえて、保護者と保育所等と協議のうえ決定します。

(3) 一日の流れ

①登園

受入れを担当する職員は、前日から登園までの家庭での様子や健康状態等について、連絡帳等を活用しながら保護者に確認します。日々の医療的ケアに必要な器材や物品についても保護者から預かります。また、確認した内容について児童に関わる全職員と共有します。

②日中の保育

児童の健康状態を考慮しながら、1日の保育の流れに沿って、看護師、保育士などそれぞれの職員が担当する役割を確認し、職員間で連携を図りながら保育します。

また、安全を確保した上で、医療的ケア児が可能な限り他の児童と積極的な関わりを持ちながら過ごすことができるよう配慮します。

③医療的ケアの実施

保育所等で実施する医療的ケアは、主治医の医療的ケア指示書に基づき、あらかじめ保護者と確認した内容及び方法で行います。実施にあたっては、専用スペースなどプライバシーに配慮した上で行います。

また、実施した医療的ケアを記録し、職員間で共有するとともに、連絡帳等に記載します。

④降園

夕方のお迎え時には、連絡帳等を用いて児童の日中の様子や医療的ケアの実施状況等を伝えるとともに、登園時に預かった器材や物品を返却します。

医療的ケアの実施者と降園時に担当する職員が異なる場合も想定されるため、職員間で情報共有を行い、適切に対応します。

(4) 行事・園外活動等の対応

個々の児童に合った無理のない行事や園外活動等を計画し、あらかじめ保護者への説明と理解を得ておくほか、必要に応じて主治医医療機関にも確認します。安全な保育のため、保護者の同伴を求める場合は、その必要性などを十分に検討し、保護者の理解と協力を得るようにします。

また、体調や当日の天候等により、安全な保育や適切なケアの確保ができないと保育所等が判断した場合は、参加を見合わせる場合があることについて、事前に保護者の同意を得ておきます。

2 日常の保育実施にあたっての留意点

(1) 他の保護者・児童への説明

医療的ケア児の保護者の同意を得た上で、クラスに医療的ケア児が在籍することについて説明し、共に保育を行うことに対して理解を得られるよう努めます。

また、幼児クラスでは、他の児童が医療的ケア児を手助けする様子もあることから、事故のリスクを軽減するため、実施する医療的ケアの内容や、それぞれの器具の重要性や取扱いについて説明します。

(2) 園内での感染症の対応

保育所等での感染症対策については、「保育所における感染症ガイドライン（厚生労働省）」に準じた対応を行います。

園内で感染症が流行している場合は、保護者と情報共有し、感染する可能性があることを事前に保護者と確認します。



3 安全管理

(1) 緊急時の対応

保育所等は、チューブ等の自己抜去や急な体調の変化等、想定されるリスクを抽出し、「予想される緊急時の対応フロー」等のマニュアルを作成します。

対応フローには、事前に保護者や主治医医療機関に確認した緊急連絡先や緊急時の対応方法などを記載します。その内容を全ての職員で共有し、緊急時に適切な対応ができるよう定期的に訓練を実施します。

また、保育中に児童の体調変化や医療的ケアが困難となった等の理由により、保育の継続が困難であると判断した場合には、保育利用時間の途中であっても、保護者にお迎えを依頼します。

(2) 災害発生時（自然災害による避難等）の対応

災害の発生に備え、平時より準備をしておくことが大切です。避難訓練等において職員間で医療的ケア児を含めた避難経路、避難先等を確認します。

非常食や医薬品、医療材料の備蓄、医療機器のバッテリーの確保等について、あらかじめ保護者に確認します。また、預かっている器具の定期的なメンテナンスを保護者に依頼します。

災害時、電話等が不通で連絡がとれない、保護者がすぐに迎えに来られない場合等を想定した対応についても、保育所等は保護者と確認をします。

園から別の場所に避難する場合に備え、必需品・医薬品等・緊急時の対応手順書・医療機関の連絡先を入れた個別の非常用リュックを準備します。

(3) リスクマネジメント

保育所等は、重大な事故を未然に防ぐため、保育中の事故やヒヤリハットを記録するとともに、園内の全ての職員同士で情報共有を行い、改善策や予防策を検討し、再発防止に努めます。



第4章 関係機関との連携

1 医療機関との連携

(1) 主治医医療機関との連携

保育所等で適切に医療的ケアを実施するため、保護者の同意のもと、必要に応じて、施設長や看護師等が、医療的ケア指示書の内容や緊急時の対処法等を確認します。

医療的ケア児の体調の急変や緊急時の場合に備えて、速やかに主治医医療機関と連絡できるように協力体制を整えます。

(2) 嘱託医との連携

医療的ケア児が入所する際には、保護者の同意のもと、嘱託医と情報を共有します。また、健康診断等で健康状態や医療的ケア内容等の医療情報も共有します。

園内の感染症対策などに関しても、相談し、助言を受けます。

(3) 地域の医療機関（かかりつけ医）等との連携

地域の医療機関（かかりつけ医）がある場合は、保護者の同意のもと、医療機関と情報を共有します。

同じく訪問看護ステーションを利用している場合も、保護者の同意のもと、家庭でのケアの内容等の情報を共有します。

2 横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターとの連携

横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターは、医療的ケア児・者等と必要な医療・福祉・教育などの社会資源をつなぐ人です。

専門的な研修を受けた区医師会訪問看護ステーションの訪問看護師です。

医療的ケアに関する専門的な見地から、次の支援を行います。

- ・個別支援（個別ケースを社会支援につなぐ等）
- ・後方支援（事業所への助言等）
- ・地域支援（地域のネットワークの強化等）

具体的には、次のような支援を保育所等から依頼することができます。

- ・医療的ケア児への理解を深める研修への支援
- ・保育所等の職員が医療的ケアを行う場合の助言・技術指導
- ・園見学やカンファレンス等への出席 など

横浜型医療的ケア児・者等 コーディネーターを配置します!

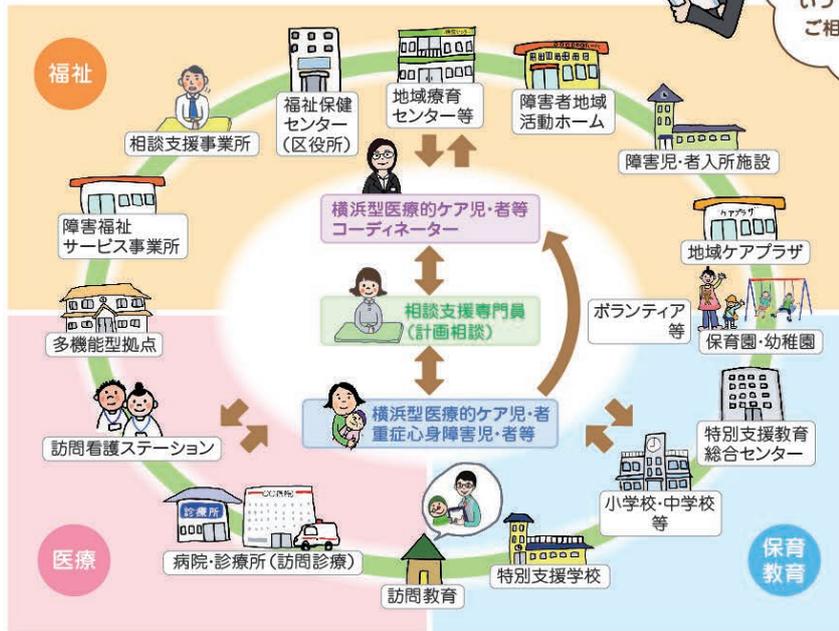
令和2年4月から
全区で支援を
開始します

? 横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターって、何をしますか?

- 医療的ケア児・者等(医療的ケア児・者、重症心身障害児・者等)と必要な医療・福祉・教育などの社会資源をつなぐ人です。
- 専門的な研修を受けた、医師会訪問看護ステーションの看護師です。

各機関の
支援者も! — ご本人・
ご家族も!

医療的ケアが
必要な方で、
困ったことがある場合は、
いつでもお気軽に
ご相談ください!



📞 横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターの連絡先

(受付時間) 月曜日～金曜日 / 9:00～17:00 (※土日・祝日、年末年始を除く)

横浜市と
横浜市医師会の
連携事業です

拠点名	支援する区	電話	FAX
青葉区コーディネーター拠点	緑区・青葉区	045-507-7878	045-507-7813
都筑区コーディネーター拠点	港北区・都筑区	045-910-6586	045-911-6700
鶴見区コーディネーター拠点	鶴見区・神奈川区	070-2628-1077	045-716-8606
旭区コーディネーター拠点	保土ケ谷区・旭区・泉区・瀬谷区	070-3100-0870	045-363-2991
南区コーディネーター拠点	西区・中区・南区・戸塚区	045-308-7102	045-308-7102
磯子区コーディネーター拠点	港南区・磯子区・金沢区・栄区	045-330-9966	045-753-6633

発行元

横浜市 ことども青少年局障害児福祉保健課 ☎045-671-4278
健康福祉局障害施策推進課 ☎045-671-3604

医療局がん・疾病対策課 ☎045-671-2444
教育委員会事務局特別支援教育課 ☎045-671-3958

3 地域療育センター等との連携

医療的ケア児が地域療育センター等に通っている場合は、療育先のソーシャルワーカーと連携をすることが重要です。

保育所等と地域療育センター等は、保護者の同意のもと、巡回相談等を活用し、一緒に支援を行います。

4 就学に向けた小学校等との連携

小学校等への就学に向けて、保護者の同意のもと、医療的ケア児の健康状態、保育所等での対応など、保育所等と小学校等が情報を共有し、連携することが重要です。その際には、「保育所児童保育要録」等も活用しながら、丁寧に園での様子を伝えます。

また、集団生活での様子や医療的ケアの対応について、小学校等が見学を希望した場合には、見学の対応をします。



第5章 継続的な支援

1 受入れ後の支援

(1) カンファレンスの実施

入所後も、園が実施するカンファレンスに、状況に応じて区が同席するなど、関係者で児童の状況を把握し、継続的に支援します。

また、必要に応じ、医療的ケア児・者等コーディネーターにも同席を依頼することができます。

(2) 入所後に医療的ケアの内容が変更となった場合

保育所等へ入所後、児童の健康状態の変化など、医療的ケアの内容が変更となった場合には、保護者は、主治医が記入した「医療的ケア指示書」を改めて保育所等へ提出します。

保育所等は、必要に応じて主治医医療機関に内容を確認します。

不明な点は、医療的ケア児・者等コーディネーターに相談することもできます。

変更内容について、専門的な見地から意見や助言を受けるため、「横浜市医療的ケア児保育教育検討会議」で意見を聴取します。

(3) 入所後に医療的ケアが必要となった場合

入所時には医療的ケアを要しなかった児童が在籍中に、医療的ケアが必要となった場合には、保育所等は、施設所在区のこども家庭支援課に相談します。

保育所等における人員体制や児童の健康状態、医療的ケアの内容を確認し、入所中の保育所等で受入れが継続できるかなどを関係者で検討します。

(4) ネットワークづくり

医療的ケア児を受入れている園同士の意見交換の場を設定し、園同士のつながりを広げ、相互理解やノウハウを共有するなど、保育所等の職員のネットワークづくりを進めます。

2 人材育成

医療的ケア児の受入れ経験の無い保育所等が、医療的ケア児を受入れられるようにするために、こども青少年局が医療的ケアの理解を深める研修を実施します。また、安心して医療的ケアに対応できるようケアの内容に合わせた手技や実地での研修も充実させていきます。

今後、保育所等における医療的ケアを段階的に拡充していくため、受入れ経験のない医療的ケアの内容などについての研修を行うなど、職員のスキルアップに対する支援をします。

○参考資料

【横浜市】

- ・医療的ケア啓発パンフレット「医療的ケア～知ってほしい 医療的ケア児・者と家族の思い～」(横浜市ホームページ)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/iryorenkei/shiensokushin/ikeapamphlet.html>

- ・横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター (横浜市ホームページ)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/iryorenkei/shiensokushin/ikeacoordinator.html>

- ・横浜型医療的ケア児・者等支援者養成研修 (横浜市ホームページ)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/iryorenkei/shiensokushin/ikeakenshu.html>

- ・保育所等を利用したいときの手続きについて (横浜市ホームページ)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuriyou/>

【神奈川県】

- ・喀痰吸引等制度に関する手続きのお知らせ (神奈川県ホームページ)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/cnt/f37430/kakutan.html>

- ・障害福祉情報サービスかながわ：喀痰吸引等制度に関するお知らせ (関連リンク先)

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=67&topid=15

【厚生労働省関係資料】

- ・医療的ケア児等とその家族に対する支援施策 (厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/index_00004.html

- ・保育関係：保育所における感染症対策ガイドライン (厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html



「保育所等における医療的ケア児受入れ推進ガイドライン」

<発行> 横浜市こども青少年局保育・教育支援課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

電話 045-671-2397

FAX 045-663-1925